

【概要版】
石巻市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
【令和6年度～令和8年度】

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

石巻市では、「障害者基本法」及び「障害者差別解消法」の理念を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」を平成29年9月（平成30年4月施行）に制定しています。また、「障害者計画」や「障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定を通じて、障害福祉の推進を図り、令和3年に「石巻市第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。

「第4次障害者計画」は、障害者基本法に基づき策定し、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めた計画で、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間としています。

「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、さらに、石巻市第4次障害者計画の施策に基づき、石巻市において必要な各種の障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、障害福祉サービス等に関する数値目標の設定やサービスの提供体制の確保や推進を定めた計画で、令和3年度から令和5年度までの3年間を期間としております。

「石巻市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」）は石巻市第4次障害者計画の基本構想のもと、令和6年度から令和8年度までを計画期間として、石巻市における障害福祉サービス等に関する数値目標やサービスの提供体制を定めたものであり、計画の基本理念である「誰もが認めあい、支えあいながら、安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり」を念頭に、石巻市における障害福祉施策を計画的に推進してまいります。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）及び児童福祉法に基づき、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

第2章 障害のある人を取り巻く環境

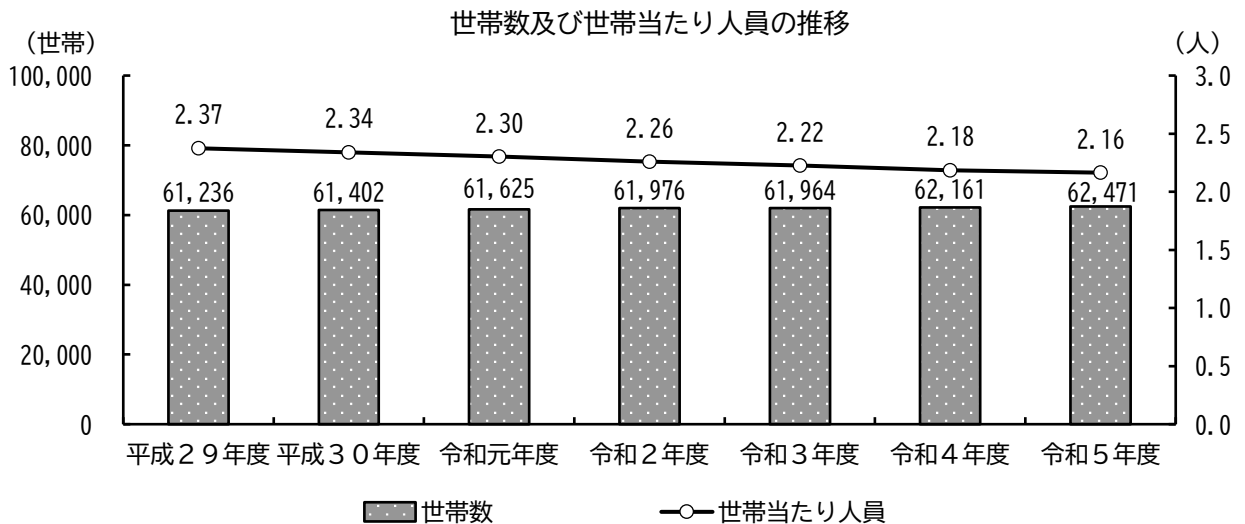
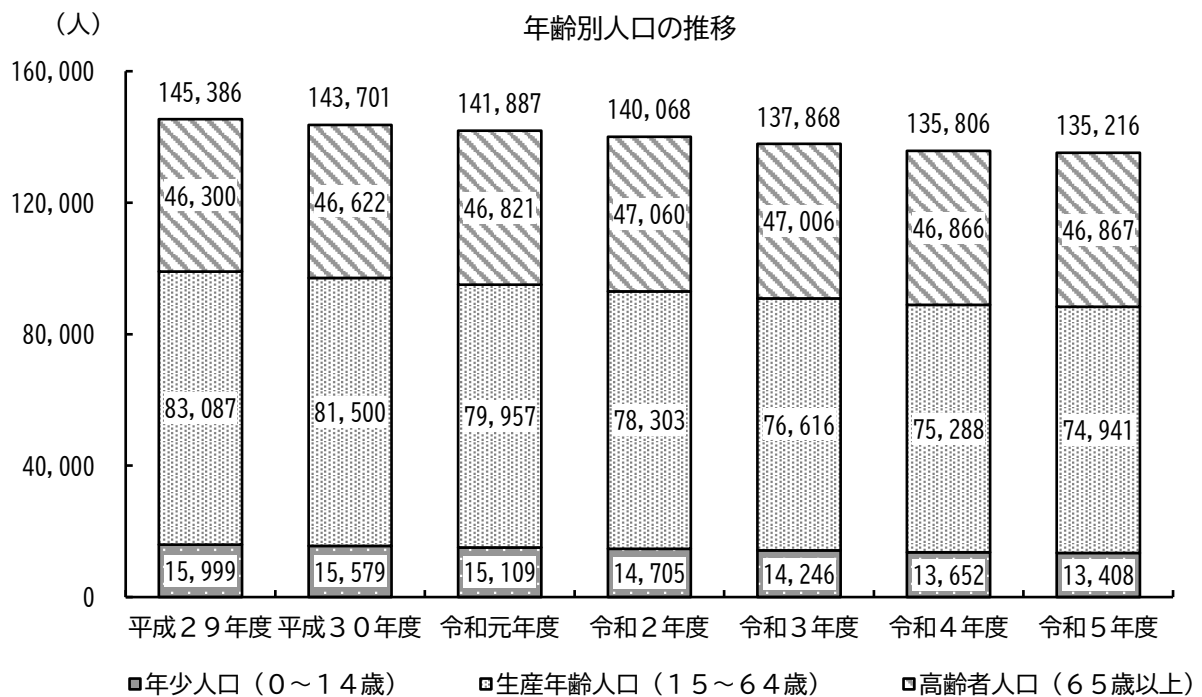
1 障害のある人の現状

(1) 人口・世帯の状況

石巻市の人口は、令和5年9月末で135,216人です。人口は減少傾向にあり、平成29年度から令和4年度の6年間で9,580人減少しています。

石巻市の世帯数は、令和5年9月で62,471世帯となっています。世帯数は増加傾向がみられ、平成29年度から令和4年度にかけて925世帯の増加になっています。

人口が減少傾向にあり世帯数が増加していることから、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、ひとり暮らしの増加がうかがえます。



(2) 障害者手帳等の所持者数

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度以降は徐々に減少しています。総人口に対する割合は、平成30年度の4.15%から令和4年度には3.97%となっており、微減しています。

療育手帳所持者数は、増減を繰り返しているものの概ね増加傾向にあり、令和4年度には1,448人となっています。総人口に対する割合は1%前後で推移しています。18歳未満の障害児は、令和元年度から68人増加し、令和4年度は304人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年度以降は1,000人前後で推移しており、令和4年度では1,123人となっています。総人口に対する割合は、平成30年度以降増加してきており、令和4年度では0.83%となっています。

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
身体障害者手帳（身体障害）						
所持者数	5,886人	5,966人	5,922人	5,794人	5,440人	5,392人
（うち18歳未満）	74人	72人	67人	70人	65人	64人
対人口割合	4.05%	4.15%	4.17%	4.14%	3.95%	3.97%
療育手帳（知的障害）						
所持者数	1,264人	1,319人	1,155人	1,379人	1,288人	1,448人
（うち18歳未満）	261人	273人	236人	282人	281人	304人
対人口割合	0.87%	0.92%	0.81%	0.98%	0.93%	1.07%
精神障害者保健福祉手帳（精神障害）						
所持者数	1,036人	957人	1,024人	1,004人	1,006人	1,123人
対人口割合	0.71%	0.67%	0.72%	0.72%	0.73%	0.83%

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

※対人口割合は住民基本台帳、各年度末現在

(3) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療受給者数は、令和4年度では2,463人となっています。平成29年度以降2,000人超で推移し、また令和3年以降は2,400人を超え、平成29年度から令和4年度で347人増加しています。

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
精神通院	2,116人	2,264人	2,370人	2,269人	2,418人	2,463人

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

第3章 計画の基本的な方向

1 基本理念

本計画は、石巻市第4次障害者計画の基本理念「誰もが認めあい、支えあいながら、安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり」のもと、障害のある人の自立した生活の支援や障害のある人を取り巻く社会環境の改善、支援体制の充実を目指して取り組んでいきます。

《石巻市第4次障害者計画 基本理念》

誰もが認めあい、支えあいながら、
安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり

2 令和8年度における成果目標等

国の基本指針に即して定めるものとされており、石巻市及び圏域の状況、県の計画等を勘案し、成果目標及び活動指標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・令和8年度末の地域生活移行者数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 等

(3) 地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実
- ・強度行動障害への支援体制整備【新設】等

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
- ・令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合【新設】等

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築【新設】等

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
- ・自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善【新設】等

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(8) 発達障害者等に対する支援

- ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数等

3 重点事業

石巻市第4次障害者計画の重点施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定しました。

(1) 障害を理由とする差別の解消

第4次 障害者計画	基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成
	施策1-1 障害を理由とする差別の解消の推進
重点事業	広報・啓発活動の推進
概要	障害による差別を解消するため、地域の障害のある人等の理解を深めるための広報・啓発活動を行います。

(2) 相談支援体制の確保

第4次 障害者計画	基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進
	施策2-1 相談支援体制の確保
重点事業	相談機能の充実
概要	障害のある人やその家族からの様々な相談に対応できるよう、相談対応にあたる職員等のスキルアップを図るとともに、身近でわかりやすい相談支援体制を構築します。

(3) 生活支援体制の充実

第4次 障害者計画	基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進
	施策2-3 生活支援体制の充実
重点事業	障害福祉サービスの充実
概要	障害のある人に必要とする障害福祉サービスを適切に提供できるよう、サービスを提供する事業所と連携を図るとともに、サービス利用についての周知を図ります。

(4) 発達・療育環境の充実

第4次 障害者計画	基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進
	施策3-1 発達・療育支援環境の充実
重点事業	障害児通所支援サービスの充実
概要	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を実施し、一人ひとりの障害に応じた適切な支援や療育を実施します。

(5) 多様な就労への支援

第4次 障害者計画	基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進
	施策4-1 多様な就労への支援
重点事業	障害者就労施設等からの物品購入等の推進
概要	福祉的就労における工賃向上のため、就労支援施設の受注拡大を支援し、働く障害のある人の自立と社会参加促進を図ります。

(6) 一般就労の推進

第4次 障害者計画	基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進
	施策4-2 一般就労の推進
重点事業	雇用・就労の促進
概要	就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めます。 また、ハローワークや石巻地域就業・生活支援センターと連携し、一般就労を支援します。

(7) 移動支援の充実

第4次 障害者計画	基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進
	施策5-1 移動支援の充実
重点事業	移動支援系（行動援護・同行援護・移動支援）サービスの充実
概要	移動が困難な対象者の社会参加促進のため、適切に対応できるよう、体制を整備します。

第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

利用実績の推移、障害のある人等のニーズ等を勘案し、利用者数や利用量の見込を設定し、その見込量の確保のための方策を定めています。

- 1 障害福祉サービスの見込量と確保の方策
- 2 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策
- 3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策